

## 平成26年度当初予算編成方針

### 1 本市を取り巻く財政環境

我が国が抱える国と地方の借金は、ついに1,000兆円を超え、対GDP比で見ても主要国の中で突出した状況となっている。こうした状況を放置しておけば、日本国債の信用は失墜し、国債の暴落、長期金利の急騰など、経済危機を招きかねないという背景から、政府は「国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）について、平成27年度までに平成22年度比で赤字の対GDP比を半減、平成32年度までには基礎的財政収支を黒字化」を国際公約とし、これを実現していくこととしている。この達成には、GDPの増加、つまり経済成長と、新規公債発行の抑制が考えられ、政府はこれらを増大する社会保障関係費とあわせて総合的に解決するため「社会保障と税の一体改革」に着手した。

1,000兆円の内訳を見た場合、国の借金は増え続ける一方で、地方財政は国の政策により総じて好転している傾向にあることを鑑みると、国家レベルでの財政健全化を図るためには、地方財政に対する国の施策は、今後、厳しいものになるものと推測される。「社会保障と税の一体改革」という、歴史的な改革が始まった中、一部マスコミ報道には見られるものの、その詳細は未だ示されていないことから、地方は実質的な財政負担が平成25年度を上回ることを想定し、平成26年度の当初予算編成に向かう必要がある。

本市では、全国に先駆け、平成15年度より本格的な行財政改革を断行し、以来、「規律ある財政運営」に努めてきた。その取り組みの成果として、公債費の増高による財政構造の硬直化や、土地開発公社の巨額負債により生じる利子負担等、一時期の危機的状況を脱し、目指してきた「自立・持続可能な財政基盤」が整いつつあると考えられる。

しかしながら、平成24・25年度の「第二中学校改築事業」、平成26年度の「給食センター建設事業」及び公共施設の耐震化、リニューアル改修など、大規模投資が集中することから、「自立・持続可能な財政基盤」の維持・安定化に向けた行財政改革の仕上げ・総括として、平成26年度予算編成に向かうこととする。

## 2 予算編成の基本方針

「自立・持続可能な財政基盤」の維持・安定化のため、以下の3項目を基本方針として予算編成を行う。

### ① 基礎的財政収支（プライマリーバランス※）の黒字堅持

本市の基礎的財政収支は、10年連続で黒字を堅持している。これは、行財政改革による取り組みの成果である。引き続き、行財政改革に取り組み、基礎的財政収支に注視しながら「規律ある財政運営」に努める。

※市債などの借金を除いた歳入と、過去の借金の元利払いを除いた歳出の差であり、財政の健全性を表す指標。歳出の方が多ければ赤字となり、将来の借金負担が財政規模に比べて増大。黒字になれば、新たな借金は過去の借金返済に充てられるため、財政が健全であることを示す。

### ② 枠配分方式の継続と部内調整機能の強化

本市の財政環境の改善に大きな成果をもたらしてきたことから、枠配分方式を継続する。平成26年度においては、一般行政経費（A経費）と継続性のある政策的経費（C経費）について、各部への事業費ベースでの枠配分を行う。

各部においては、これまでの経過やしがらみに捉われることなく、再度その必要性や効果、実施手法など十分に検証し、ゼロベースからの見直しや事業の取捨選択を行うなど、これまで以上に部内調整機能の強化に努めること。

また、投資的経費・新規事業経費（B経費）について、C経費の枠外要求とあわせ、部内で必要性や効果等を十分に精査し、優先順位を付けて予算要求を行うこととする。

### ③ 4基金（土地開発公社無利子貸付対象基金）現在高が、土地開発公社負債額を上回る財政構造の維持

過去、最高57億6千万円あった土地開発公社負債額は、定期借地権制度の好調（売却した土地は市が買取るもの）もあり、現在、44億2千万円まで改善してきた。この間、外部借入による有利子負債の解消は本市にとって重要課題であり、この解決策として、平成18年度より公社に対する基金の無利子貸付を開始した。今年10月、行財政改革の成果として積み上げてきた公社に貸出し可能な基金現在高が公社負債額を上回ったことから、有利子負債の解消に至った。

土地開発公社の財務状況の改善を行う上で、有利子負債が生じない財政構造の維持は必須であり、基金の取り崩しは最小限の範囲とする。

### 3 予算編成方法と要求基準

#### (1) 歳出経費区分

歳出経費区分については、平成26年度においても、A経費からD経費の4種類に区分する方式を継続することとする。なお、それぞれの経費区分の内容は以下のとおりであり、全ての事業の経費が、いずれかの区分に属することとなるので留意すること。

区分名称	経費の性質	内 容 説 明
A経費	・一般行政経費	1. 行政事務を行う上で必要な経常的経費 2. B～D経費の対象外の経費
B経費	・投資的経費 ・新規事業経費	1. 概算要求を行った事業か概算要求が行えなかった正当な理由がある事業 2. 300万円以下で概算要求対象とならなかった投資的事业と新規事業
C経費	・政策的経費(継続)	1. 前年度以前から実施している政策的事業
D経費	・義務的経費 ・固定的経費	1. 人件費 正規職員、嘱託職員、臨時職員、議会議員、監査委員など 条例等で額を定めた各種委員に係る全経費 ※ただし、次に係る経費を除く。 ①事業費支弁人件費（B経費で計上） ②選挙・統計に係るもの（B経費で計上） 2. 扶助費及び扶助費に準ずる経費（義務的なものに限る） 3. 公債費 4. 繰出金 5. 負担金・会費等 6. 貸付金、積立金及び23節に該当する経費 7. 債務負担行為により負担が義務付けられている経費 8. 燃料費、光熱水費 9. 予備費 10. 上記1～7に付随して生じる義務的経費(手数料など)

#### (2) 経費別の要求基準

4種類の経費区分での予算要求方法と要求基準は以下のとおり。

A経費については、要求額が配分枠内となっていることを受理条件とし、この経費に属するものが他の区分で要求されている場合には、改めてA経費内での調整を行う。また、C経費についても、原則として要求額が配分枠内となっていることを受理条件とするが、各部内で十分な調整を図った上でもなお枠内に収まらない場合は、枠外要求を認める。ただし、その場合は、部内でC経費の優先順位をつけ、優先順位の低い経費を枠外要求とすること。 さらに、B経費については、C経費の枠外要求とあわせた優先順位を付けて要求すること。

なお、全ての要求に共通して、概算要求等これまでの財政課からの指摘及び指示事項を踏まえたものであることも、受理条件とする。

区分名称	予算要求方法	要 求 基 準	25 年度予算額	新年度概算額
A 経費	各部と教委へ事業費ベースで枠配分 枠内は原則各部の裁量	・ ± 0 % の枠配分 ※各部と教委の事業費枠は別紙	千円 565,679 (479,429)	千円 565,679 (479,429)
B 経費	事業単位で所要額を要求	・ 過大見積とならないよう留意すること	2,193,710 (1,305,272)	2,136,549 (1,726,182)
C 経費	各部と教委へ事業費ベースで枠配分 枠内は原則各部の裁量	・ ± 0 % の枠配分 ※各部と教委の事業費枠は別紙	358,998 (280,937)	358,998 (280,937)
D 経費	事業単位で所要額を要求	・ 対象数や単価等を精査し、過大見積とならないよう留意すること	12,291,613 (7,861,659)	12,628,774 (8,019,988)
合計			15,410,000 (9,927,297)	15,690,000 (10,506,536)

※( )は一般財源等額【基金充当額＋市債充当額＋一般財源】

◎平成26年度も事業費ベースでの枠配分とするが、歳入においても、国や県などの補助制度の積極的な活用や受益者負担の適正化、未収金の徴収強化など、引き続き財源の確保に努めて要求すること。

### (3) 新年度予算規模の想定

#### ①平成25年度当初予算と新年度の一般財源比較

平成25年度一般財源等額 99億2,730万円

(うち基金取崩額 5億2,620万円、市債充当額 7億3,290万円)

差引一般財源額 86億6,820万円)

新年度一般財源見込み額 91億1,470万円(対前年度+4億4,650万円)

#### ②新年度当初予算規模

新年度当初予算規模は、前述の予算要求基準をベースに

一般会計 156億9千万円(対前年度+1.8%)と想定し、約13億9千万円の一般財源不足へは今後の状況に応じて市債の借り入れや基金取り崩し等により対応する。

注) 数値はすべて現行制度が継続されると仮定したもので、今後、国・県の政策決定などにより、予算規模などは、大幅に変動する可能性がある。